

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条、幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条第1号の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、本町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 幕別町の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「幕別町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、幕別町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「幕別町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画の効果的促進

地震・津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視するとともに、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程などにおける女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

国、指定公共機関、道及び町は、防災計画間の必要な調整、国から道に対する助言等又は道から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努めることとする。

町は、道の他、道内外の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。

町は、東日本大震災の教訓を生かした総合的な防災・減災対策を推進するために、防災担当部署だけでなく、あらゆる分野や事業について、「防災・減災」の観点から総点検を行い、ヒト・モノ・カネなどの必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を図ることにより、災害に強い地域づくりを進めるものとする。

第4節 計画の基本方針

この計画は、幕別町及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うものである。

1 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

(1) 幕別町及びとかち広域消防事務組合

機 関 名	事務または業務の大綱
町長部局及び消防機関	(1) 町防災会議に関する事務を行うこと (2) 災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること (3) 幕別町水防本部の設置並びに組織の運営に関すること (4) 防災に関する組織の整備に関すること (5) 住民の自主防災組織の育成に関すること (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況調査に関すること (7) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (8) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること (9) 防災に関する施設、設備の整備に関すること (10) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (11) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (12) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること (13) 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること (14) 災害時における消防、救助及び救急業務に関すること (15) 避難指示、高齢者等避難に関すること (16) 住民の避難誘導に関すること (17) その他災害発生の防御または拡大防止のための措置に関すること (18) 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること (19) 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関すること (20) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること (21) 要配慮者の把握及び養護に関すること (22) 災害ボランティアの受入れに関すること (23) その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
幕別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること (2) 応急教育の実施に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること

(2) 指定地方行政機関（基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広開発建設部 帯広河川事務所 池田河川事務所 帯広道路事務所 広尾道路事務所 足寄道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 十勝川水系、札内川、猿別川、途別川の水防警報及び洪水予報に関すること。 (3) 災害の予防及び災害の拡大防止のための町への支援に関すること。 (4) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。 (5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (6) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (7) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
北海道農政事務所 （帯広地域拠点）	(1) 災害時における米穀の確保、応急供給及び緊急輸送に関すること
北海道森林管理局 十勝西部森林管理署	(1) 国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の保全に関すること (2) 国有林野の林野火災対策に関すること (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること
釧路地方気象台 帯広測候所	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
北海道財務局 帯広財務事務所	(1) 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む。）に関すること (2) 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること
北海道運輸局 帯広運輸支局	(1) 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保を図ること

(3) 自 衛 隊

機 関 名	事務または業務の大綱
陸上自衛隊第5旅団	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

(4) 北 海 道

機 関 名	事務または業務の大綱
十勝総合振興局 地域創生部危機対策室	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け総合整備を図ること (6) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと

	帯広建設管理部 〃 大樹出張所	(1) 所管する道路及び河川の維持管理、災害応急対策並びに災害復旧を行うこと (2) 水防活動の技術指導に関すること (3) 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること (4) 管理河川の水位の観測及び水防警戒を行うこと (5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関すること
	保健環境部	(1) 災害時の応急治療、防疫活動の実施、指導及び伝染病の予防に関すること (2) 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持の指導に関すること (3) 被災地の医薬品及び衛生資材等の供給に関すること (4) 要配慮者対策に関すること (5) 救助法の適用に関すること
十勝教育局		(1) 災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと (2) 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること
十勝農業改良普及センター 東部支所 南部支所		(1) 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと (2) 被災地の病虫害の防疫指導、その他の営農指導を行うこと
十勝総合振興局森林室		(1) 道有林野の治山事業の実施及び保安施設等の保全に関すること (2) 道有林野の林野火災対策に関すること (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧資材の供給に関する こと

(5) 警 察

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広警察署 幕別駐在所 札内交番 糠内駐在所 忠類駐在所	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 津波情報等の伝達及び災害情報の収集に関すること (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (4) 災害警備本部の設置運用に関すること (5) 災害時における交通秩序の維持に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

(6) 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
北海道旅客鉄道(株) 幕別駅 札内駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
日本貨物鉄道(株) 北海道支社	
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
北海道電力(株)	(1) 電力施設等の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。
北海道電力ネットワーク (株)道東統括支店	
電源開発(株) 北海道支社	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと (2) ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を行うこと

日本放送協会 帯広放送局	(1) 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日本銀行帯広事務所	(1) 災害時の金融機関の手持ち現金増強、相互間融通等の指導を行うこと (2) 被害時における預金の払戻し、手形交換、災害関係融資、被災金融機関の早期営業、営業時間の延長、休日臨時営業等の特別措置について金融機関の指導を行うこと (3) 災害時において金融機関の寄託券保管高の補強を図り、損傷銀行券の引換措置を行うこと
日本郵便株式会社 (幕別町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 北海道支社帯広支店	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
KDDI株式会社北海道 支社	
日本赤十字社北海道 支部幕別町分区	(1) 災害時における救援物資の供給に関すること (2) 救助に関し、防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 災害義援金の受領、配分及び募集を行うこと
日本通運(株)帯広支店	(1) 災害時におけるか貨物自動車(トラック)による救援物資及び災害応急対策資 機材の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと (2) 災害時における避難者の輸送の協力に関すること
福山通運(株)	
佐川急便(株)北海道支 社帯広店	
ヤマト運輸(株)北海道支 社道東主管支店	
西濃運輸(株)	

(7) 指定地方公共機関（基本法第2条第6号の規定に基づき、公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道知事が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広ガス(株)	(1) ガス供給施設の確保、災害時供給及び規制を行うこと (2) 非常災害時の出火、中毒事故防止及び応急対策を行うこと
(一社)北海道LPガス 協会十勝支部	(1) LPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 (2) 災害時の応急措置及び復旧工事 (3) 被災地へのLPガスの供給及び設備工事 (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
(一社)十勝医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること
(一社)十勝歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること
北海道放送(株) 帯広放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
札幌テレビ放送(株) 帯広放送局	
北海道テレビ放送(株)帯 広支社	
北海道文化放送(株)帯 広支社	

(一社)十勝地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
十勝地区バス協会	
(一社)北海道警備業協会帯広支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること

(8) 公共団体、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事務または業務の大綱
幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 忠類農業協同組合 帯広大正農業協同組合 十勝農業共済組合 東部事業所 南部事業所	(1) 農作物の災害応急対策、指導を行うこと (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと (4) 農業生産共同施設等の災害予防、応急対策及び復旧対策を行うこと (5) 農作物の需給調整を図ること (6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと (7) 家畜の防疫に関すること
幕別町森林組合	(1) 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと
幕別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること (2) 被災商工業者の経営指導及び融並びに資斡旋を行うこと
北洋銀行幕別支店、十勝信用組合幕別支店、帯広信用金庫札内支店	(1) 災害時の資金の融資及び斡旋に関すること
幕別建設業協会	(1) 災害時における災害応急対策、災害復旧につき関係機関の支援を行うこと
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと (2) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
(株)おびひろ市民ラジオ(FM-WING)	(1) 災害時における町が行う避難指示等の情報提供を迅速かつ正確に非常放送を実施すること
(株)エフエムおびひろ(FM-JAGA)	

2 住民及び事業者の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。住民及び事業者は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

(1) 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
 - (イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
 - (ウ) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
 - (エ) 隣近所との相互協力関係のかん養
 - (オ) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
 - (カ) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
 - (キ) 町内会や公区における要配慮者への配慮
 - (ク) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
 - (ケ) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上
- イ 災害時の対策
- (ア) 地域における被災状況の把握
 - (イ) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
 - (ウ) 初期消火活動等の応急対策
 - (エ) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
 - (オ) 防災関係機関の活動への協力
 - (カ) 自主防災組織の活動
 - (キ) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止
- (2) 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定

- (イ) 防災体制の整備
- (ウ) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (エ) 予想被害からの復旧計画策定
- (オ) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (カ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (キ) 取引先とのサプライチェーンの確保
- (ク) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び事業所等の暖房・給湯用燃料の確保

イ 災害時の対策

- (ア) 事業所の被災状況の把握
- (イ) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (ウ) 施設利用者の避難誘導
- (エ) 従業員及び施設利用者の救助
- (オ) 初期消火活動等の応急対策
- (カ) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (キ) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。

ウ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

オ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 幕別町の概要

1 位 置

十勝の中央部よりやや南に位置し、西は十勝の中核都市帯広市に、北及び北東は十勝川を境にして音更町、池田町に、東は豊頃町、南は大樹町と更別村に接し、面積は478平方kmとなっている。

2 地 勢

(1) 幕別地域

幕別町の位置する十勝平野は、石狩平野につぐ北海道第二の平野で、主に丘陵地、台地により形成されている。平野の中央部を北西より南東に十勝川が流れ太平洋に注いでいる。

十勝平野の直接の基盤になっているものは、固結から半固結堆積物で第三系鮮新統に属する池田層である。

丘陵地及び台地は火山性岩石で第四系に属するローム、火山灰、軽石等の累積層である。各河川の流域は礫、砂、粘土などの氾濫原堆積物である。

北を十勝川、西を札内川、中央を猿別川と途別川が流れている。十勝川は大雪山系の十勝岳、札内川は日高山脈の札内岳を源としている。この他にも小河川が各所に走っている。幕別町を含めた十勝の地形は、中央を流れる十勝川に向かって船底型をなして低下している。

(2) 忠類地域

西部は、大樹・更別両町村の大地に向かって階段状に標高を増し丘陵地を形成しているが、一部緩波状地もある。東・南・北部の三方は森林資源の豊富な標高200～300メートルの山々に囲まれている。また、ほぼ中央部から北西から南東に当縁川が貫流し太平洋に注いでいるが、この流域及び西部地区はおおむね平坦で5,000haの農耕地が広がっている。

土質は、一部の若い沖積層を除いてほとんどが表層火山灰性土で、樽前B層火山灰を主体としており、総厚は15～20cmで、下層土は粘土質である。

第6節 幕別町周辺における地震の発生状況

十勝管内に影響を及ぼした主な地震

発生の年月日	震央(地域)名	規模	主 な 被 害
1915 .3.16(大正4)	十勝沖	7. 0	帯広市南部、芽室村で家屋倒壊。死者2名
1926. 9. 5(大正15)	十勝沖	6. 7	午前0時39分発生。震度4:帯広
1930.12.13 (昭和5)	日高支庁中部	6. 3	午前8時55分発生。震度5:広尾
1952. 3. 4(昭和27)	釧路沖	8. 2	【1952年十勝沖地震】 午前10時24分発生。太平洋一帯に大被害。大津波。 震度6:幕別、池田、浦幌、豊頃、大津等。(推定値)※ 震度5:帯広、広尾。負傷者287名、死者・行方不明者 33名。家屋全壊815棟、同流失91、半壊1,324。
1968 .5.16(昭和43)	三陸沖	7. 9	【1968年十勝沖地震】 午前9時48分発生。南西地方に被害、津波。死者2、負 傷者133、住家全壊全焼27、半壊81。震度5:広尾。津 波:十勝港170cm。
1968. 5.16(昭和43)	青森県東方沖	7. 5	午後7時39分発生。同上余震。震度5:広尾。
1970. 1.21(昭和45)	十勝支庁南部	6. 7	午前2時33分発生。震度5:帯広、広尾。
1987. 1.14(昭和62)	十勝支庁南部	6. 6	【日高山脈北部地震】 午後8時3分発生。胆振、十勝、釧路を中心に被害。 負傷者7。震度5:釧路。震度4:帯広、広尾。十勝管内 で建物破損多数。
1993. 1.15(平成5)	釧路沖	7. 5	【平成5年(1993年)釧路沖地震】 午後8時6分発生。釧路地方に被害。死者2、負傷者 966、住家全壊53、住家半壊254。震度6:釧路、震度5: 帯広、広尾。道路・建築物等の被害多数。
1994.10. 4(平成6)	北海道東方沖	8. 2	【平成6年(1994年)東方沖地震】 午前10時23分発生。釧路、根室地方に被害。負傷者 436、住家全壊116、住家半壊368。震度5:広尾。道路・ 建築物等の被害多数。
2003. 9.26(平成15)	十勝沖	8. 0	【平成15年(2003年)十勝沖地震】 午前4時50分発生。太平洋一帯に被害。震度6弱:幕 別、豊頃、釧路等。震度5強:帯広、広尾等。津波:十勝 港250cm。行方不明者2名、負傷者847、住宅全壊 116、住宅半壊368。
2004.11.29(平成16)	釧路沖	7. 1	【平成16年(2004年)釧路沖地震】 午前3時22分発生。北海道全域で強い地震。震度5強: 釧路町、弟子屈町、別海町、震度5弱:更別村、釧路 市、震度4:幕別町、帯広市。被害:傷病者51名、住家

			一部損壊3棟等
2004.12. 6(平成16)	釧路沖	6. 9	【平成16年(2004年)釧路沖地震】 午後11時15分発生。北海道全域で強い地震。震度5強:厚岸町、震度5弱:更別村、震度4:釧路市、幕別町、芽室町、震度3:帯広市。被害:負傷者12名、建物の一部損壊等
2005. 1.18(平成17)	釧路沖	6. 4	【平成17年(2005年)釧路沖地震】 午後11時09分発生。道東の広い範囲で強い地震。震度5強:厚岸町、震度5弱:別海町、震度4:忠類村、震度3:幕別町、帯広市。被害:負傷者1名、校舎等の一部破損3校、教育施設一部破損、建物の一部損壊等
2008. 9.11(平成20)	十勝沖	7. 1	【平成20年(2008年)十勝沖地震】 午前09時21分発生。北海道・東北で強い地震。震度5弱:新冠町・新ひだか町・浦幌町・大樹町、震度4:音更町、帯広市、震度3:幕別町。
2011. 3.11(平成23)	三陸沖	9. 0	【平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震】 午前14時46分発生。東北地方を中心に激しい地震と大津波、日本全国で有感。最大震度7:宮城県栗原市、震度6強:宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村、震度5弱:福島市、水戸市等、震度4:函館市、千歳市、岩見沢市、帯広市、釧路市、震度3:幕別町。 死者、行方不明者の計20,000名以上、負傷者6,000名以上、住宅全壊120,000棟以上、津波は9.3m 北海道から四国の太平洋沿岸に津波被害
2012. 8.25(平成24)	十勝地方南部	5. 9	【平成24年(2012年)十勝地方南部地震】 午後11時16分発生。北海道から東北にかけて強い地震。震度5弱:浦河町、様似町、幕別町、浦幌町、更別村、大樹町、広尾町、震度4:函館市、千歳市、帯広市、清水町、芽室町、池田町、豊頃町、本別町、中札内村他
2013. 2. 2(平成25)	十勝地方中部	7. 1	【平成25年(2013年)十勝地方中部地震】 午後11時17分発生。北海道から東北にかけて強い地震。震度5強:浦幌町、釧路市、根室市、震度5弱:幕別町、帯広市、音更町、清水町、池田町、豊頃町、本別町、新得町、大樹町、釧路町、厚岸町他、震度4:士幌町、芽室町、上士幌町、鹿追町、足寄町、中札内村、更別村、広尾町、千歳市、函館市、三笠市、長沼町他 被害:軽傷者5名
2018. 9. 6(平成30)	胆振地方中東部	6. 7	【平成30年(2018年)北海道胆振東部地震】 午前03時07分発生。北海道から東北にかけて強い地震。厚真町鹿沼で最大震度7を観測した他、十勝管内では、幕別町、帯広市、音更町、芽室町、清水町、新得町、鹿追町で震度4を観測した。北海道全域で地震後から停電が発生(幕別町内で最大42時間)

- ※ 表中に記載している最大震度は、気象庁の観測値を採用しているが、北海道が現地調査、聞き取り調査などを行った結果を参考に、「1952年十勝沖地震」においては、最大震度を6として推定した。

第7節 幕別町における地震の想定

1 地震想定の基本적인考え方

北海道東部の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近や、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道での想定地震は表1-7-1及び図1となり、そのうち幕別町に被害を及ぼすと考えられる地震は、次のとおりである。

(1) 海溝型地震

ア 千島海溝南部・日本海溝北部（T1～T5）

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がなされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM（マグニチュード：以下同様）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

(イ) 三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9（1968年十勝沖地震）、1994年M7.6（三陸はるか沖地震）の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

(ロ) 十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は10%とされている。

(ハ) 根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年（2003年）十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は80%程度とされている。

(ニ) 色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

(オ) 択捉島沖 (T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

イ 500年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

ウ プレート内のやや深い地震 (P1～P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M.8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くやや深い領域の地震として、

(ア) 釧路沖 (P1)

(イ) 厚岸直下 (P2)

(ウ) 日高中部 (P3)

を想定する。

(2) 内陸型地震

ア 活断層帯 (N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、9の活断層帯であるが、幕別町に影響があると想定されるのは次のとおりである。

(ア) 十勝平野断層帯 (N7)

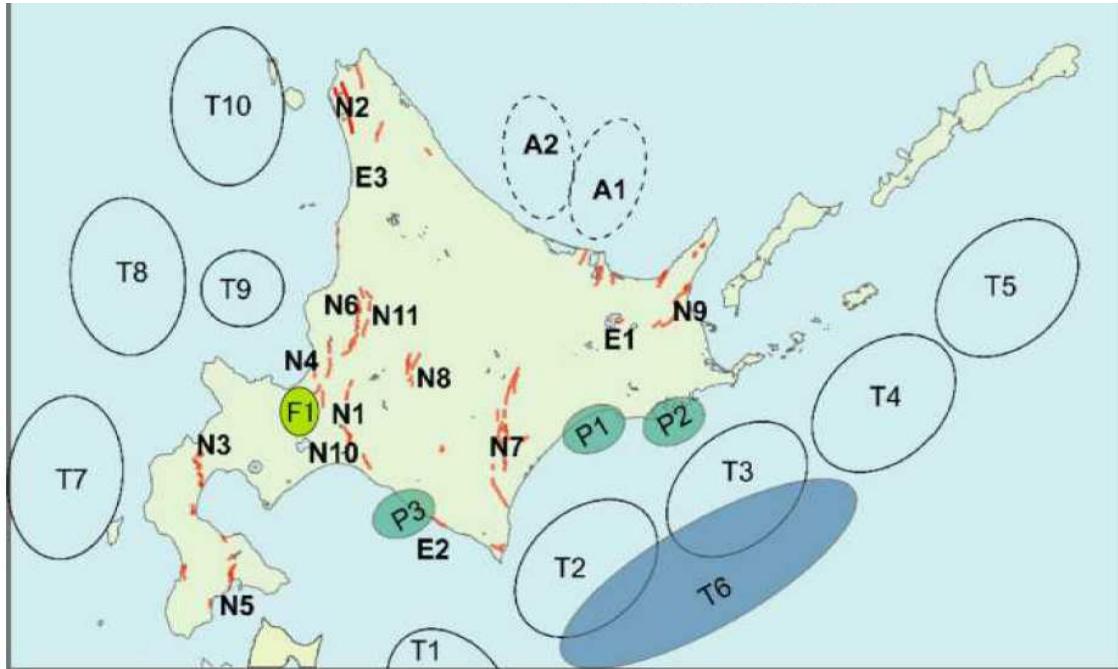
十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

表1-7-1 道が想定する道内の想定地震

地 震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

*断層モデルを公表している機関, 地震本部:地震調査研究推進本部, 中防:中央防災会議.

図1-7-1 想定される地震位置



(3) その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表1-7-2のとおり。

表1-7-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年 －17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帯	7.3 程度 以上		3～9%以下	7～20%以下	3600年－5000年 程度以上	約5900年前 －4900年前
石狩低地東縁断層帯（主 部）	7.9 程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0% ～0.003%	1000年－2000年 程度	1739年－1885年
同 （南部）	7.7 程度 以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000 年程度以 上	不明
当別断層	7.0 程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500 年－15000 年程度	約11000年前 －2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼田 －砂川付近の断層帯 （増毛山地東縁断層帯）	7.8 程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000 年程度以上	不明
同 （沼田－砂川付近の断 層帯）	7.5 程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯（西部）	7.2 程度	ほぼ0 ～0.03%	ほぼ0 ～0.06%	ほぼ0～0.1%	4000 年程度	2世紀－1739年
同 （東部）	7.2 程度	ほぼ0 ～0.01%	ほぼ0 ～0.02%	ほぼ0 ～0.05%	9000 年－22000 年程度	約4300年前 －2400年前
十勝平野断層帯（主部）	8.0 程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000 年 －22000 年程度	不明
同 （光地園断層）	7.2 程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000 年 －21000 年程度	約21000 年前以 後に2回
標津断層帯	7.7 程度 以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6 程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000 年 －8000 年	約5100 年前以後

(注) 算定基準日：令和6年（2024年）1月1日現在

【海溝型地震】

領域又は地震名			地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均発生 間隔	最新発生 時期
				10 年以内	30 年以内	50 年以内		
千 島 海 溝 沿 い	超巨大地震 (17 世紀型)		8.8 程度 以上	2～10%	7～40%	10～60%	約 340 ～380 年	17 世紀
	十勝沖		8.0～8.6 程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3 年	20.3 年前
	根室沖		7.8～8.5 程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1 年	50.5 年前
	色丹島沖及び択捉島沖		7.7～8.5 前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5 年	—
	ひとまわり 小さいプレ ート間地震	十勝沖・根室沖	7.0～7.5 程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5 年	—
		色丹島沖・択捉 島沖	7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	13.7 年	—
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄 りのプレート間地震 (津波地震等)		Mt8.0 程 度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0 年	—
	沈み込んだプレート内のやや 浅い地震		8.4 前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9 年	—
	沈み込んだプレート内のやや 深い地震		7.8 程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0 年	—
	海溝軸の外側で発生する地震		8.2 前後	—	—	—	—	—
日 本 海 溝 沿	超巨大地震（東北地方太平洋 沖型）		9.0 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	550～600 年程度	12.8 年前
	青森県東方沖及び岩手県沖北 部		7.9 程度	0.02%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0 年	55.6 年前
	宮城県沖		7.9 程度	9%	20%程度	40%程度	109.0 年	—
日 本 海 東 縁 部	北海道北西沖の地震		7.8 程度	0.002% ～0.04%	0.006% ～0.1%	0.01% ～0.2%	3900 年 程度	約 2100 年 前
	北海道西方沖の地震		7.5 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400 ～3900 年 程度	83.4 年前
	北海道南西沖の地震		7.8 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500 ～1400 年 程度	30.5 年前
	青森県西方沖の地震		7.7 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500 ～1400 年 程度	40.6 年前

（注）算定基準日：令和 6 年（2024 年） 1 月 1 日現在

2 幕別町における想定地震津波

(1) 基本的な考え方

北海道は、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

また、流水接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流水とともに津波が押し寄せることがあり、1952年（昭和27年）3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区（当時）において、流水とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。

(2) 北海道太平洋沿岸の地震

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

なお、沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間については、表1-7-3のとおりであり、令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に道が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。

表1-7-3 沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間

十勝総合振興局内

代表地点周辺における沿岸最大水位・最大遡上高および予測される津波到達時間

市町村名	地名	影響 開始時間 (分) ±20cm	第1波 到達時間 (分)	沿岸 最大 水位 (m)	最大 遡上高 (m)	最大遡上高(m)			
						10	20	30	40
浦幌町	厚内	8	29	25.3	37.0				
	昆布刈石	7	30	27.0	32.3				
	浦幌十勝川河口	7	30	22.7	37.9				
豊頃町	十勝川河口	8	30	19.0	22.4				
	大津漁港	7	31	21.6	38.0				
	長節湖	8	31	23.2	37.9				
	湧洞沼	7	31	25.3	35.8				
大樹町	生花苗沼	8	31	19.1	31.1				
	当緑川河口	7	31	19.5	28.3				
	大樹漁港	7	35	20.0	21.8				
	歴舟川河口	7	35	18.3	24.2				
広尾町	紋別川河口	7	35	18.1	23.1				
	豊似川河口	7	33	24.0	26.5				
	野塚川河口	8	30	21.8	28.4				
	十勝港	10	36	29.4	35.5				
	広尾川河口	7	31	26.5	36.9				
	音調津	8	30	21.1	27.7				

太平洋沿岸に係る津波浸水予測図作成業務報告書(平成24年6月)より抜粋

3 幕別町における被害想定

(1) 基本的な考え方

幕別町の被害想定は、現段階では明確になっていないことから北海道の地震想定結果を基に震度のみ想定するものとする。

(2) 幕別町における地震震度の想定

平成30年2月に北海道が公表した「全道の地震被害想定調査結果」より、次のとおり想定する。

ア 海溝型地震

北海道の想定では、十勝沖地震においてM8.2、最大震度6強を想定しているが、500年間隔地震については、断層モデルを設定するデータが十分ではないことから被害想定の対象外とされているため、結果が出ていない。しかし、平成24年津波浸水予測では連動マグニチュードがM9.1となっていることから東日本大震災と同規模と想定し、最大震度7と想定する。

イ 内陸型地震

北海道の想定では、十勝平野断層帯主部の地震においてM7.4、最大震度7を想定しているため、この想定に準じ最大震度7を想定する。

表1-7-4 地震動による幕別町の被害想定

北海道「全道の地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）」より

幕別町の地震被害想定結果		4. 十勝平野断層帯主部（モデル45_2） の地震		
被害想定項目	小項目	（冬の早朝）	（夏の昼間）	（冬の夜間）
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	6.8	6.8	6.8
(2) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	14箇所	14箇所	14箇所
	崩壊危険度B（箇所）	2箇所	2箇所	2箇所
	崩壊危険度C（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
(3) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	648棟	648棟
		揺れによる半壊棟数	1,296棟	1,296棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟
		液状化による半壊棟数	8棟	8棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟	1棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	3棟	3棟
	計	全壊棟数	654棟	654棟
		半壊棟数	1,307棟	1,307棟
(4) 火災被害	全出火件数	3件	1件未満	26件
	炎上出火件数	1件	1件未満	13件
	焼失棟数	1棟	1棟未満	47棟
(5) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	16人	10人
		揺れによる重傷者数	27人	20人
		揺れによる軽傷者数	318人	223人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2人	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人
		火災による重傷者数	1人未満	1人
		火災による軽傷者数	1人未満	3人
	計	死者数	16人	12人

		重傷者数	28人	8人	21人	
		軽傷者数	320人	84人	227人	
	避難者数	避難所生活者数	5,562人	4,661人	5,615人	
		避難所外避難者数	2,995人	2,510人	3,024人	
		避難者数計	8,558人	7,171人	8,639人	
(6) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1,089箇所	1,089箇所	1,089箇所	
		断水世帯数(直後)	10,548世帯	10,548世帯	10,548世帯	
		※断水人口(直後)	26,599人	26,599人	26,599人	
		断水世帯数(1日後)	8,958世帯	8,958世帯	8,958世帯	
		※断水人口(1日後)	22,589人	22,589人	22,589人	
		断水世帯数(2日後)	8,902世帯	8,902世帯	8,902世帯	
		※断水人口(2日後)	22,449人	22,449人	22,449人	
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	9.1km	9.1km	9.1km	
		機能支障世帯数	603世帯	603世帯	603世帯	
		※機能支障人口	1,521人	1,521人	1,521人	
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	(7) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	13箇所	13箇所	13箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	138箇所	138箇所	138箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
通行支障箇所数			7箇所	7箇所	7箇所	
橋梁(15m未満)の被害		不通箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	
		通行支障箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある						
※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

※1 断層モデルは長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。

※2 端数処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。